

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当 は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間

有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

証の写し

※後日依頼 のときに健康診断書

提出先 子育て支援課(甚目寺庁舎)

※書類提出後、面接のうえ決定しま

す。

問合せ先 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

税



個人事業税第二期分の納付をお忘

れなく

個人事業税の第二期分の納期限は

11月30日(水)です。

第2期分の納付書は、8月にお送

りした納税通知書に同封しておりま

すので、次のいずれかの方法で納付

してください。(なお、納付書を紛失

された方は管轄の県税事務所へお問

い合わせください)

納付場所及び納付方法

・金融機関、県税事務所の窓口

・コンビニエンスストア、MMK設

置店

・Pay easy(ペイジー)に対

応したインターネットバンキング

またはATM

・インターネット環境でのクレジット

カードによる納付

・スマートフォン決済アプリ(Pa

ypay、LINE Pay及

びPay B)による納付

※コンビニエンスストア、MMK設

置店、スマートフォン決済アプリ

による納付については、納付書の

納付金額が30万円以下のものに限

ります。

その他 領収証書が必要な方は、金

融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓

口、県税事務所の窓口または、コン

ビエンスストア、MMK設置店

で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座

振替の制度もあります。ご希望の方

は口座を開設している金融機関の窓

口で手続をしてください。

問合せ先 西尾張県税事務所

県民税・事業税第二グループ

☎0586・453169

<https://www.pref.aichi.jp/soshi>

ki/zeimu/



固定資産(償却資産)の簡易申告の

ご案内

市では、前年度の申告内容で償却

資産の課税標準額の合計額が150

万円未満のため免税になると見込ま

れる方は、償却資産申告書に代えて

往復はがきによる簡易申告書を11月

上旬に郵送します。

ただし、往復はがきによる簡易申

告書を提出された場合でも、資産の

増減がある場合は、再度、償却資産申

告書の提出をお願いします。

償却資産申告書の様式は、市公式

ウェブサイトでダウンロードでき

ます。

問合せ先 税務課固定資産税係

☎444・0509

FAX 445・3856

<https://www.city.ama.aichi.jp/k>

[urashi/zeikin/kotei/1001948.ht](mailto:urashi/zeikin/kotei/1001948.html)



福祉

手当支給日のご案内

11月は、特別障害者手当・障害児福

祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶

養手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のと

おりですのでご確認ください。

11月10日(水)

・特別障害者手当

・障害児福祉手当

・経過的福祉手当

11月11日(木)

・特別児童扶養手当

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

アマノギフト申込みをお忘れではありませんか？

9月13日(月)に対象の皆様へ発送したアマノギフトの申し込みをされていない方は、お忘れなくお申し込みください。

ギフトの内容 市内の協力事業者が取り扱う商品または提供するサービス1点

対象者 令和3年8月1日において市に備える住民基本台帳に記録されている昭和31年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

申込み方法 申込ハガキに電話番号とカタログの中から希望するギフト番号を記入して、郵送にてお申し込みください。

申込み期限 令和4年1月4日(必着)

ギフト発送 令和4年2月28日(月)までの間に協力事業者から直接発送されます。(随時)

問合先 社会福祉課 アマノギフトお問い合わせセンター

☎0120・607・667
☎449・2424
FAX 443・3555

保険・年金



「特定保健指導」を受けましょう

あま市国民健康保険加入者のうち、特定健診の受診結果から保健指導が必要と判断された方へ「特定保健指導」のご案内と利用券を郵送します。

医療機関や保健師・管理栄養士による面談を通じて、生活習慣の振り返りをし、ライフスタイルに合った取り組みやすい目標設定を行うことで、生活習慣改善を図るためのサポートを受けられますので、ぜひご利用ください。栄養・運動の話や実践の教室、個別相談会、訪問等ありますので都合の良い方法をお選びください。

利用方法 つきましては、郵送されたご案内をご覧ください。

問合先 保険医療課(保健事業グループ)

☎462・6683
FAX 443・3555

年金相談「相談無料・秘密厳守」

年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による、年金相談を開催します。お気軽におい

てください。

なお、相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等の親族であっても、相談内容に該当する本人の委任状が必要になります。

日時 11月16日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時
※事前予約はできません。

場所 甚目寺庁舎 相談室
持ち物 本人確認ができる書類、基礎年金番号がわかる書類

問合先 中村年金事務所

☎453・7200
☎444・3168
FAX 443・3555

保険医療課

人権



女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

市ではこの期間中、市民の皆様へDVに関する知識を深めていただくため、甚目寺庁舎 1階玄関ロビーにてDVに関するパネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

日時 11月12日(金)～25日(木)

場所 甚目寺庁舎1階玄関ロビー

問合先 人権推進課

☎444・0398
FAX 441・8330

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽に相談してください。

実施期間 11月12日(金)～18日(木)

午前8時30分～午後7時
※11月13日(土)、14日(日)は午前10時～午後5時

相談専用電話(女性の人権ホットライン)

☎0570・070・810
☎052・952・8111

問合先 名古屋法務局人権擁護部